

関係者ヒアリングで示された意見及び議論の概要

平成25年9月12日

第2回の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「本小委員会」という。）において、クラウドサービスと著作権について関係者からヒアリングを行った。

関係者及び本小委員会委員から示された意見の概要は、以下のとおりである。〈〉を付した意見は関係者から示された意見であり、〈〉を付していない意見は小委員会で示された意見である。

なお、〈〉内では関係者の略称を記載し、正式名称は本資料の末尾に記載している。

1 総論

- 現行法下でクラウドサービスを提供できない状況ではなく、法の規制内容に明確でない部分があるとしても、合法的なサービス実現を事業者にて模索のうえ事業を進めることは、クラウドサービスに限らず重要であり、また、クラウドは道具に過ぎず、これを活用した様々なサービスが可能の中で、一律に法的明確性を追求することには無理がある。〈ヤフー〉
- しかし、一般的に懸念が生じていることは理解でき、様々な展開されるクラウドサービスの実態を把握して、それらは現行法上どのように整理されるのか確認すること、また、著作権法が時代遅れになってしまっているという部分については手直しをすべきことを指摘すること、さらに、その他検討を要すべき点があればそれを指摘することには、一定の意義があると考える。〈ヤフー〉
- 海外で行われているサービスであっても、日本で展開する上では法的リスクが存在するため、コンプライアンス意識の高い日本の事業者は萎縮してしまう。〈JANE〉
- 私的使用の範囲に沿った利用端末の制限等により、権利者の利益を保護しつつ利便性を実現することができるのではないかと。また、簡便にワンストップで権利処理できるスキームがあれば、サービスのレベルを向上させることができ、権利者の著作権料収入も拡大し、権利者、利用者、事業者、三者にとって有益である。〈MCF〉
- 利用者としては、適法に入手した著作物に関しては、今ある技術を駆使して、魅力的な使い方、便利な使い方ができるようにしてほしい。それを縛るルールは変えた方が、様々な立場の方々にとってもいいのではないかと。
- コンテンツが適法に入手されているかどうか分からないとか、コンテンツの中身を関知しない、インフラの提供者だから事業者としては分からない、クラウドは道具であって場と環境を提供しているだけであると述べていながら、発表者のなかには経済の発展は必要だと述べている者もいる。著作物というものを扱っている意識が

余りにも低いので、驚いた。クラウドサービスは素晴らしいサービスであるが、それだけにもう少し著作物を扱っているという認識を持って頂きたい。

- J E I T A 提出資料に記載のドイツ法では、確かにコピー代行は許容されているが、広く報酬請求権の対象となっており、保護と利用のバランスを取っている。こうした外国法を参考にしながら、一定の条件の下では、そうしたサービスを権利制限の対象に含めることを検討してもよいが、一定のサービスを完全に自由にするだけで、権利者への経済的な還元もなくいいというふうに言い切ってしまうてよいかは検討が必要である。

2 私的使用目的の複製が問題となるクラウドサービス等について

(1) サービスの類型に係る意見¹

① ロッカー型サービスについて

- 利用者はクラウドの中の自分の領域にコンテンツを保存し、いつでもどこでもクラウドにアクセスすることでコンテンツを利用することができるようになってきている。こうした利用者の行為について、事業者が手伝うことを認めてほしい。
< J E I T A >
- 利用者が自ら所有するコンテンツをサーバーに保管して、時間や場所を問わずに様々な媒体で活用できるようなクラウドストレージを日本の利用者が不便なく活用できるようにすることは当然に実現されるべきである。< ヤフー >
 - (上記説明の際に示されたクラウドサービスに対し) ユーザーがどのようなコンテンツを保存しているかについて事業者は関知しないという一方で、サービス側の判断でコンテンツを削除する場合がありますとのことだが、どういうことか。
 - (上記意見に対し) 権利者から申告があった場合には、事業者側で判断してコンテンツの削除を行ったり非公開設定にしたりという対応を取ることがある。
プロバイダ責任制限法に基づいた対応を行っている。< ヤフー >
- 我が国においては、法的なリスクが存在するため、スキャン&マッチ型の音楽配信サービス (利用者があらかじめ端末内に持っている楽曲を照合 (スキャン) し、当該楽曲が、事業者がライセンスを受けている楽曲と合致 (マッチ) する場合には、事業者のデータで配信され、合致しない場合には、利用者の端末からクラウドサーバーにアップロードされて配信されるというサービス) は行われていない。
< J A N E >
 - (上記意見に対し) 我が国においても事業者が権利者と話し合いを行い、許諾に向かって話し合いがなされていたことは理解しているか。

¹ 本文中に示されているサービス名は、基本的には関係者ヒアリングにおいて関係者から示されたサービス名による。

- (上記意見に対し) マッチしない音源に係るサービスについては、事業者と権利者との間については許諾のないものという前提で捉えていた。勿論、許諾を得られれば、日本でも可能ではあるが、そもそも利用者が保有している音源には限りがないため、すべての許諾を得ることは現実的には困難ではないか。

< J A N E >

② メディア変換サービスについて

- 撮りためたVHSテープをDVDに変換するといった、いわゆるメディア変換については、例えば高齢者などのように自分でできない人も存在し、事業者メディア変換を頼みたいというニーズがあるので、事業者によるメディア変換サービスを認めてほしい。 < J E I T A >

③ 個人向け録画視聴サービス

- C a b l e v i s i o n 事件判決やA e r e o 事件判決などから、米国では個人向け録画視聴サービスが認められている。米国で認められている以上、同様のサービスを日本においても認めてほしい。 < J E I T A >
- (上記意見に対し) 最近、米国においては、これらのサービスを違法とする裁判例も出てきており、連邦最高裁判所の判断が待たれるところである。また、ヨーロッパでは違法とする判決が出ている。その意味では、こうしたサービスが結論として許容されるべきというコンセンサスが我が国でも得られるかどうかについては、何とも言えないのではないか。

④ その他のサービスについて

その他、J E I T A から、以下のサービス等について、著作権法上適法に行えることを明確にしてほしい旨の意見があった。

- ・テキストデータをクラウド上で音声データに変換したり、書籍のデータをクラウド上のサーバーにアップロードして拡大表示や読みがなを付与したりするサービス (アクセシビリティ)
- ・指定URLの情報をクラウド上に保存し、後からいつでも見られるようにするサービス (スナップショット・アーカイブ)
- ・画像を指定して注文すると、指定画像をプリントした商品が自宅に届くサービス (プリントサービス)

(2) 法的論点に係る意見

① 利用行為主体の問題

- 少なくとも利用者がコンテンツを自らサーバーのクローズドな領域に格納し、私的
使用の範囲でのみ楽しむ場合であって、事業者が格納されたコンテンツの内容につ
いて知らないという場合であれば、基本的に利用者による複製であると整理でき
るのではないか。 <ヤフー>
- 利用者が自らクラウドサーバーに保存したデータを家庭内その他これに準ずる限ら
れた範囲内で使用することは著作権侵害に該当しないと解すべきであり、そうした
解釈が受け入れられないのであれば、立法により解決すべきである。 <ニフティ>
- 著作物の利用行為主体の認定や、公衆用設置自動複製機器該当性、公衆送信該当性
といった点で、事業者の行為について違法性を認定するような裁判例が幾つか出て
きているため、法的な安定性がない。 事業者からすれば、安心してビジネスを展開
できず、利用者からすれば、本来提供されるようなサービスが日本では受けられ
ないという状況になっている。 <JANE>
- 利用者が私的使用目的で複製した著作物を個人的に使用するためのクラウドサー
ビスについては、基本的な考え方として、私的使用目的の複製の範囲であると取り扱
うのが妥当である。 <MCF>
- 利用者がクラウドにコンテンツを格納するにあたってデータの自動変換が行われる
としても、例えばCD音源からMP3への変換やデータの圧縮のように、技術的困
難性があるとは言えない自動変換を提供していることでは、利用者が行為主体であ
るということは否定されないのではないか。 <ヤフー>
- 技術の進歩のスピードが速いクラウド時代においては、あるとき技術的に困難なサ
ービスであっても、すぐに技術が陳腐化してしまうので、自動変換に伴う技術的困
難性を、利用行為主体を判断する上での考慮要素とすべきではない。
<ニフティ>
- 利用者がサーバーに保存した著作物を利用者以外の者と共有した場合に、著作権法
上どのような評価が下されるか不明確な部分がある。 <ニフティ>
 - 共有という機能によりこれまでの私的使用にとどまらない範囲に広がっており、
現在、ネット上の権利侵害、違法がこれだけ蔓延している1つの大きな要素で
あると思われ、プロバイダ責任制限法による対応だけでよいのか十分な議論が
必要ではないか。
 - 汎用・ロッカー型サービスにおける共有や公開機能は、例えば友達とか家族と
かに自分の持っている写真とか何か作ったデータとかを共有するための機能で
あり、実態で判断する必要があるのではないか。 <ヤフー>

② 公衆用設置自動複製機器（著作権法第30条第1項第1号）該当性の問題

- クラウドサービスに提供されるサーバーが公衆用設置自動複製機器に該当する可能性がある。 <JANE>
- 利用者が複製主体と評価できたとしても、仮にサーバーが公衆用設置自動複製機器に該当するとしたら、利用者の複製行為は違法ということになり、事業者はその幫助を行っているとして評価されかねない。であるならば、同号はそもそもデジタル化ネットワーク化時代に適合していない規定であって、手直しが必要なのではないか。 <ヤフー>
- 立法当時の目的からみて、公衆用設置自動複製機器はサーバーを想定した規定ではないことは明らかであり、公衆用設置自動複製機器にサーバーが該当しないことを解釈で示せばよいのではないか。 <MCF>

③ 権利者への適切な対価の還元について

- 今後、著作権法第30条第1項に関する見直し等を検討する際には、一定の場合には権利制限と合わせて報酬請求権を付与することによってバランスを取ることが検討されてしかるべきである。
- クラウドサービスの進歩に伴って利用者の利便性も増してゆくのであれば、補償の必要性も拡大していくのではないか。ロッカー型サービスを使うことで、利用者は著作物をいくらかでも共有できてしまうので、例えばMDなどの時代に比べると、著作物が伝播していく範囲は格段に拡大している。こうした現状は、今後補償金制度を考える上で重要なファクターになるのではないか。

3 私的使用目的以外の複製が行われているクラウドサービス等について

J E I T Aから、以下のサービスについて、著作権法上適法に行えることを明確にしてほしい旨の意見があった。

- ・ 教員が、授業の過程における使用に供することを目的として著作物を複製することができるのと同じ範囲で、事業者が著作物を授業の前後にオンラインで送信することができるサービス（eラーニング）
- ・ 公表された情報をクラウド上のサーバーにおいて収集・分類し、論文執筆者に文献情報の提供等を行うサービス（論文作成・検証支援サービス）
- ・ インターネット上の情報をクラウド上に収集・分類し、評判を知りたい自社商品等の名称を入力すれば、評判に関するデータが提供されるサービス（法人向け評判分析サービス）
- ・ 事業者が法人に代ってテレビ番組を録画しておくサービス（法人向けTV番組検索サービス）

- ▶ (上記法人向けTV番組検索サービスに対し) 仮にテレビ局が法人向けテレビ番組検索サービスを展開するために番組をストレージし、データベース化しようとした場合、テレビ局は番組の著作権を有しているわけではないので、著作権の処理が必要である。このように、テレビ局にとってですら権利処理が必要なサービスを、一般企業が許諾なしで提供できるようにして欲しいというのは、行き過ぎではないか。

4 ヒアリング団体一覧 (発表順)

- 一般社団法人電子情報技術産業協会<JEITA>
- 一般社団法人新経済連盟<JANE>
- ヤフー株式会社<ヤフー>
- ニフティ株式会社<ニフティ>
- 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム<MCF>

(以上)